

## 北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年1月24日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 井上 一男

### 定例監査の結果について

#### 1 監査の対象及び実施期間

財政課、税務課及び収納課

対象期間 令和6年4月1日から令和6年11月25日までの所管事務

実施期間 令和6年10月28日から令和6年11月25日まで

#### 2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

#### 3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

財政課、税務課及び収納課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

### <財政課>

主な所管事務は、市財政の総合調整、予算の編成及び統制、地方交付税、市債及び一時借入金、私有財産、借地の契約、寄附、土地開発公社、公用車の総括管理、入札参加資格の審査及び業者登録、指名業者の選定、入札の執行、工事、製造の請負又は物品の購入に係る契約の履行確認に関する事務である。

(1) その他

普通財産貸付申請書に、受付印の押印のないものがあった。

意見

一者随意契約は競争入札を原則とする契約手続きの例外であることから、市の契約事務の透明性を確保するため、一者随意契約を行う理由が法的根拠とともに伺い文書に明確に記載されるよう留意し、適切な運用が図られるべく各部局へ周知されたい。

**<税務課>**

主な所管事務は、個人住民税の調査、賦課及び減免、法人市民税の調査、賦課及び減免、軽自動車税の調査、賦課及び減免、市たばこ税の調査及び賦課、市税の証明、自動車の臨時運行許可、固定資産税の調査、賦課及び減免、都市計画税の調査、賦課及び減免、特別土地保有税の調査、賦課及び減免、森林環境税の賦課及び免除に関する事務である。

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

意見

(1) 税務証明の交付にあたっては、個人情報取り扱いに最大限の注意を払い、申請書を受け付ける際に本人確認書類の提示を受け、確認した事実が確実に記録されるよう留意されたい。

(2) 市税の賦課及び減免手続きにあたっては、書類の受理や要件の確認が法令等に則り適切に運用されるよう、事務手続きの点検及び見直しを適宜実施されたい。

**<収納課>**

主な所管事務は、市税等の収納、市税等の督促及び滞納処分、市税の徴収猶予、市税等の執行停止処分及び不納欠損、納税相談及び納税指導に関する事務である。

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

意見

市が行う事務を外部に委託するときは、事務委託契約の内容、契約に係る事務手続き及びその他の法令等に基づく事務手続きについて十分精査した上で実施されたい。また、必要な修正が確実に実施されるよう徹底するとともに、確認体制を整えられたい。